

浜松市建築基準法施行細則第2条及び第3条の施行に係る取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市建築基準法施行細則(平成6年浜松市規則第16号。以下「規則」という。)第2条第1項(3)号及び第3条の施行について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (2) 県条例 静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号)をいう。
- (3) 基準告示 平成29年静岡県告示第219号をいう。
- (4) その他の用語の意義は、基準告示による。

(基準に適合することが確認できる図書)

第3条 規則第2条第1項(3)号において、県条例第10条の2第1項に規定する基準に適合することが確認できる図書として市長が認めるものは、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

	建築物の区分	添付図書
(1)	基準告示1(1)に適合する建築物	構造計算書
(2)	基準告示1(2)又は(3)に適合する建築物	次に掲げる図書 ア 壁量計算書 イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書
(3)	確認申請への構造計算書の添付が省略される建築物	次に掲げる図書 ア 別記様式 イ 様式の記載事項を証する図書

(確認の特例)

第4条 規則第3条において、県条例第10条の2第1項に規定する基準のうち市長が指定するものに係る部分は、基準告示1(1)のうち、法第20条第1項第4号イに係る部分とする。

附則

1. この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
2. 別記様式は、調製し使用することができる。

静岡県建築基準条例第 10 条の 2 の規定への適合性を確かめた旨の証明書

下記の建築物について、静岡県建築基準条例第 10 条の 2 の規定に適合するものとして、建築物の安全性を確かめたことを証明します。

平成 年 月 日

() 建築士 () 登録第 号

設計者氏名 _____

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

建築士事務所名 _____

所在地 _____

1	確認申請書等の第六面第 1 欄の番号	
2	建築物の種類 (図書省略の適用)	建築基準法第 6 条の 4 第 1 項一号又は二号 (型式適合認定・製造者認証) 建築基準法第 20 条第 1 項第一号 (大臣認定) 建築基準法施行規則第 1 条の 3 による図書省略認定
3	静岡県建築基準条例第 10 条の 2 への適合を確認した構造計算の方法	建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に規定する構造計算 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第一号イに規定する構造計算 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第一号ロに規定する構造計算 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第二号イに規定する構造計算 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に規定する構造計算 その他 ()
4	記載事項を証する図書の名称	

(注意)

- この書類は、申請に係る建築物 (建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。) ごとに作成してください。
- 1 欄は、確認申請書等における第六面第 1 欄の番号を記入してください。
- 2 欄及び 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 3 欄の「その他」に該当する場合は、具体的な規定を記入してください。(例) 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 38 条第 4 項の規定に基づく構造計算、令第 43 条第 1 項の規定に基づく構造計算 等
- 4 欄は、3 欄の記載事項を証する図書の名称を記載してください。(例) 型式適合認定に係る計算の抜粋、令第 38 条第 4 項の規定に基づく構造計算書 等
- 4 欄に記載した図書を添付してください。